第１号様式別紙１（第７条関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　郡山市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び郡山市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「郡山市就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

（２）在学中に交通費等を申請する場合で、地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業への就業を行わなかった場合：全額

（３）在学中に交通費等を申請する場合で、地方就職支援金の申請日から１年以内に郡山市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に郡山市に住民票がある場合を除く。）：全額

（４）就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす企業を退職した場合（退職の日から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に、郡山市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、要綱別表（第３条関係）の就業に関する要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年未満で郡山市から転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に、郡山市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、別表（第３条関係）の就業に関する要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に郡山市から転出した場合：半額

３　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年　　　月　　　日

郡山市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名